

厚岸町規則第37号

厚岸町新規就農者誘致条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月14日

厚岸町長

三浦 克宏

厚岸町新規就農者誘致条例施行規則の一部を改正する規則

厚岸町新規就農者誘致条例施行規則（平成26年厚岸町規則第39号）の一部を次のように改正する。

「3 住民票の写し

別記様式第2号中「3 その他」を

- 4 厚岸町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱（令和7年厚岸町訓令第 号）第7条に規定する厚岸町パートナーシップ宣誓書受領証又は厚岸町パートナーシップ宣誓書受領証カード
- 5 資格確認書等その他町長が必要と認める書類

に改める。

附 則

この規則は、令和7年8月1日から施行する。